



# ◆都市計画道路(特定整備路線)の事業概要◆

## ●計画のあらまし

東京都では、首都直下地震の切迫性等を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を図るため、「木密地域不燃化10年プロジェクト」実施方針を平成24年1月に策定しました。

この方針に基づき、市街地の延焼を遮断する防災性の効果が高い都市計画道路として、補助第142・143号線を「特定整備路線」に指定し、平成32年度までの完成を目標に整備を進めていきます。

この道路が完成すると次のような効果が期待されます。

- ◆延焼遮断帯が形成され、大規模な市街地火災を防ぎます。
- ◆震災時の安全な避難路が確保されるとともに、救助・救援活動が円滑に行われます。
- ◆電線類の地中化により、電柱の倒壊による道路閉塞を防止するとともに、良好な都市景観を創出します。

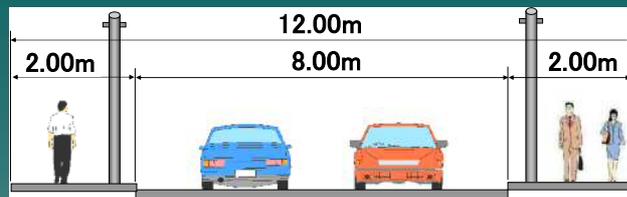
## 【計画の概要】

- 都市計画道路名  
東京都市計画道路  
補助線街路第142号線
- 都市計画決定  
昭和41年7月30日
- 延長及び区間  
延長: 約860m  
区間: 江戸川区  
南小岩五丁目から  
東小岩四丁目まで
- 計画道路幅  
幅員: 16m

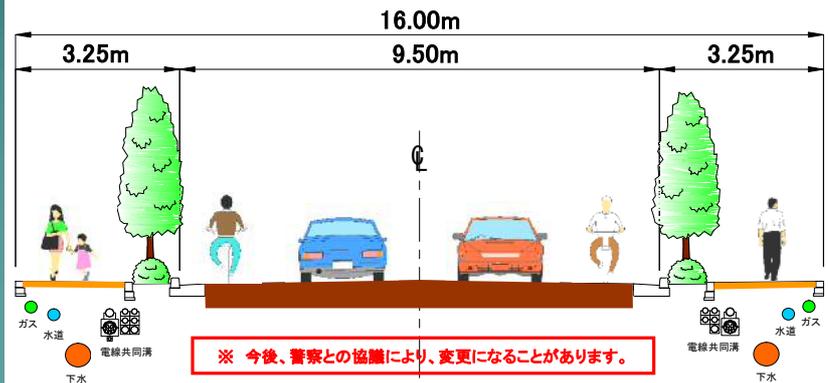
- 都市計画道路名  
東京都市計画道路  
補助線街路第143号線
- 都市計画決定  
昭和25年3月2日
- 延長及び区間  
延長: 約640m  
区間: 江戸川区  
東小岩六丁目から  
南小岩八丁目まで
- 計画道路幅  
幅員: 15m

## 補助第142号線(千葉街道) 断面図~整備イメージ~

### 現況幅員

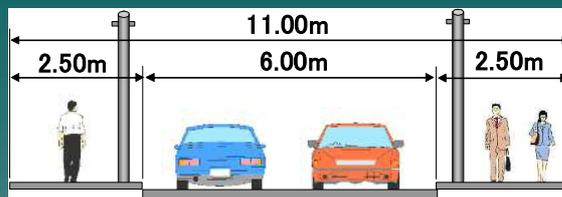


### 将来標準幅員

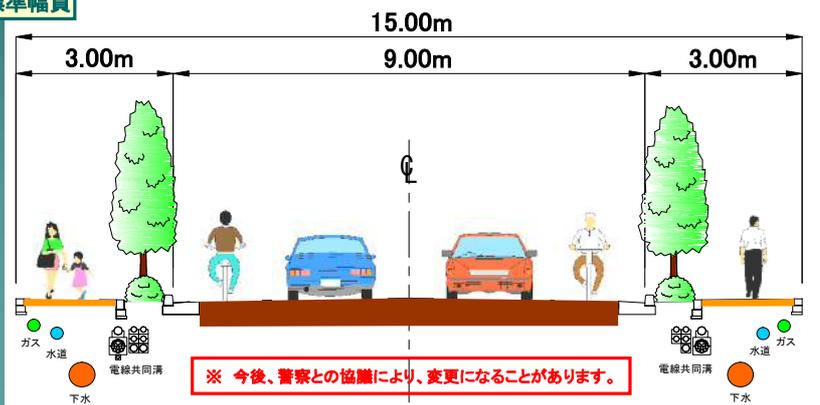


## 補助第143号線(柴又街道) 断面図~整備イメージ~

### 現況幅員



### 将来標準幅員



# ◆測量(現況および用地)の概要◆ (平成25~26年度)

## 事業箇所平面図



## 測量作業の経過と進め方

●平成25年7・8月に開催した測量説明会後の作業経過と今後の進め方についてお知らせいたします。

◆平成25年9月~11月、道路の測量が終了しました。

◇平成25年12月中旬以降に、地権者や隣接の方と立会のうえ、民境界や道路との境界を確認していきます。

◇測量作業は、平成25年12月~平成26年2月の予定で、柴又街道の北側から南側を行います。

その後、平成26年3月~6月の予定で、千葉街道の東側から西側に向かって測量作業を行います。

◇平成26年7月からは、補足の測量作業を行う予定です。

天候や測量作業の進行により、日程が前後する場合がございます。皆様のご協力をお願いいたします。

測量作業の委託会社は、株式会社テクニサーチです。作業員は常時、『東京都建設局受託会社』の腕章と身分証明書を携帯しています。何かお気づきの点がありましたら、作業員や問合せ先である東京都第五建設事務所までご連絡ください。

### 凡例

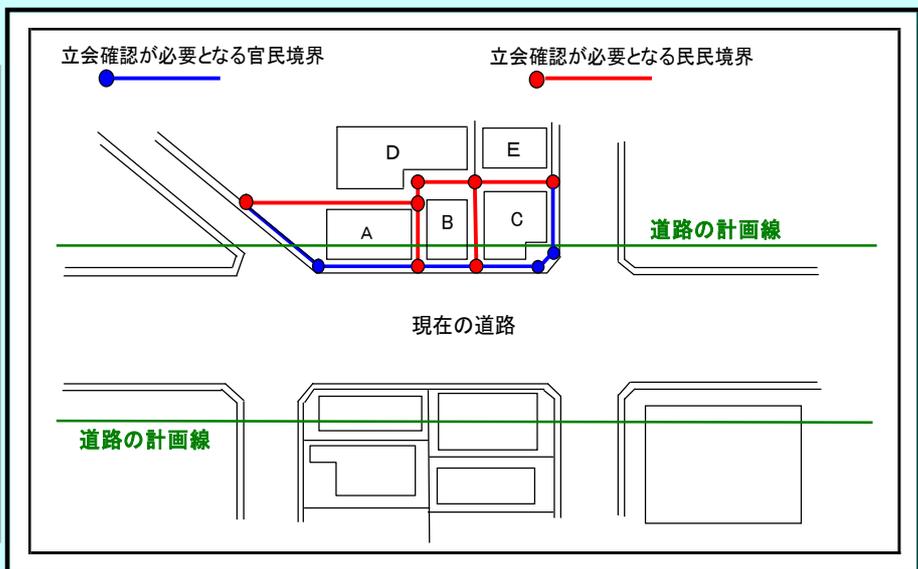
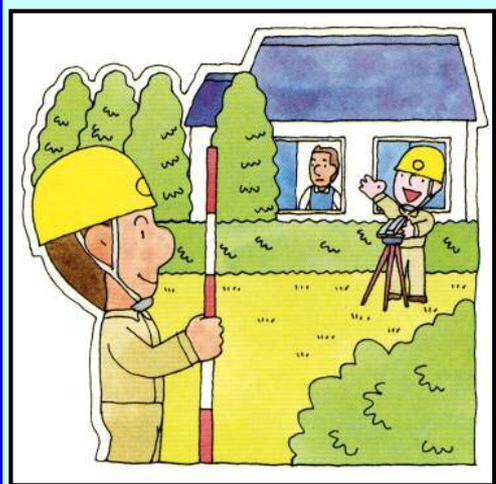
	現状道路
	測量範囲

※ 測量をしてから、計画線の詳細が決まります。

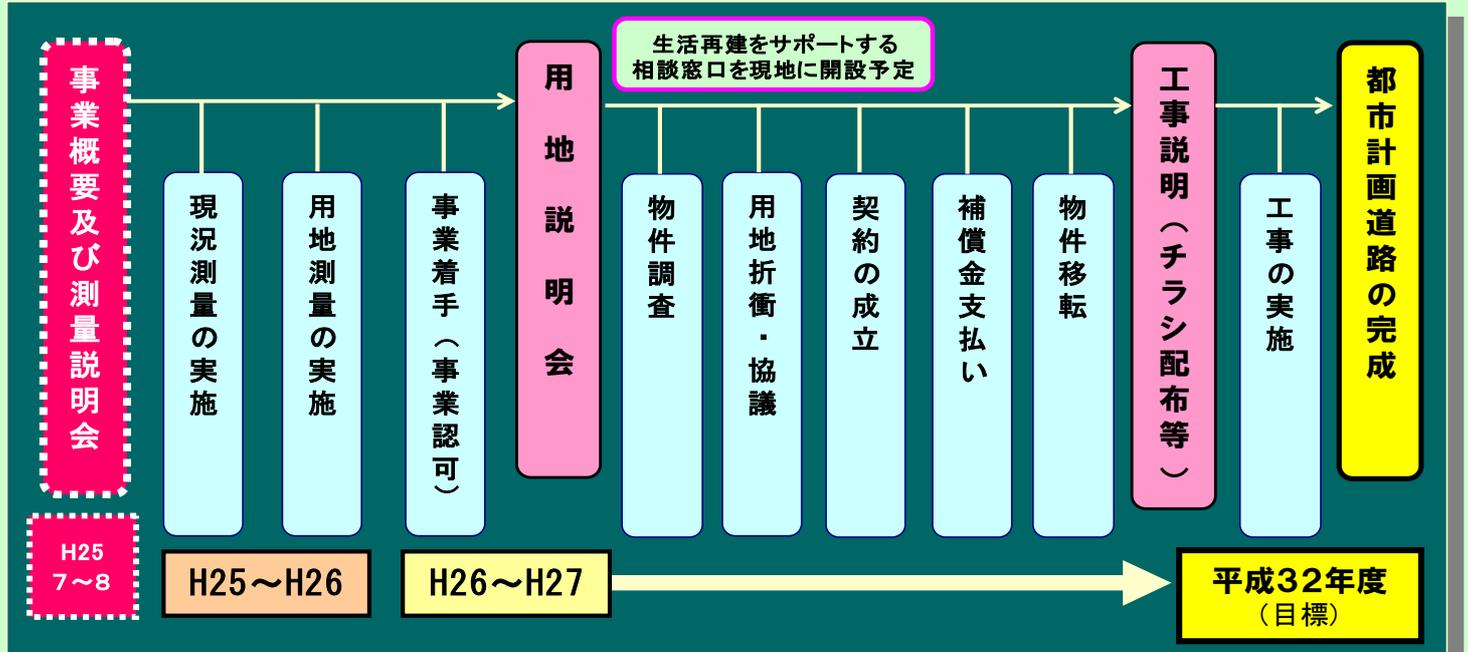
## 用地測量とは

平成25・26年度に実施

- 都市計画道路にかかる土地について、現地において関係権利者さまの立会のうえ、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- 境界確認に基づき、一筆ごとに土地の測量を行い、用地取得に必要な面積の算出及び図面を作成します。
- 下記の図で、A、B、Cさんの土地の用地測量を行う場合は、計画線にかからないD、Eさんにも境界を確認するために立会いをお願いすることになります。
- また、一筆の土地に異なる利用形態及び権利があるときは、その権利ごとに確認を行います。
- そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している土地の場合は、官民(公私)境界についても確認の立会いをお願いします。



## ◆事業の進め方◆



## ◆説明会の主な質問◆

Q：補助第142号線の都市計画決定の経緯を説明してほしい。

A：戦後、昭和21年の戦災復興計画が基本となっており、昭和22年に道路幅20mで都市計画決定、昭和25年に道路幅15mへ都市計画変更、昭和41年に再検討を行い道路幅16mへ都市計画変更されています。

Q：最近、沿道に新築した住宅に居住している者であるが、計画線が建物にかかることはないのか。

A：計画線内の建物の建築は制限されておりますが、階数3以下、高さ10m以下、地下を有しない、容易に移転し除却できる建物の建築は、認められております。しかし、マンション等の鉄筋コンクリート造の建物を建築することは、制限されております。よって、建築確認申請時に建築指導課より、適切に建築の指導を受けていると考えます。

Q：用地測量が終了した後のスケジュールを教えてください。

A：用地測量が終了した後、事業認可の取得について、平成26年度内を目標として手続き等を行います。事業認可取得後、2~3ヶ月後に用地説明会を実施し、用地買収に入らせて頂き、平成32年度を目標に道路を完成させたいと考えております。

Q：将来、歩道には植樹帯を設置するとのことだが、現在車両の出入りをしており、支障が出るのでは。

A：現在、車両の乗り入れがある箇所については、歩道が車乗り入れ(切下げ)の構造になります。

Q：東小岩四丁目交差点改良事業で既に用地測量や土地の買収も行っているはずであるが、再度用地測量を行うのか。

A：東小岩四丁目交差点改良事業で測量立会が完了していない箇所もあり、測量を実施いたします。基本的に重複する測量作業はありません。

Q：境界立会い依頼があった日に、立会いできない場合はどうなるのか。

A：都から連絡させていただいた日にお立会いができない場合は、土地所有者様の日程を確認させていただき、立会日を設定させていただきます。また、お仕事等で、平日のお立会いが出来ない場合などは、近隣などの方で同様の方と調整させていただき、通常は平日のお立会いですが、土曜日等に立会日を設定させていただきます。

Q：道路が拡幅されるということに期待している。用地の折衝は、事業認可が取れば、すぐに行われていくのか、事業認可からの流れを知りたい。

A：事業認可の取得は、平成26年度内を目標として手続き等を行います。今回の説明会の後、測量作業を実施し、その結果を基に皆様にお譲りいただく土地の範囲を確定させます。そして、事業認可を取得した後、用地説明会を開催いたします。その後、土地の評価や物件調査などを行い、補償費を算定いたします。したがって、すぐに買収とはなりません。

### 《お問い合わせ先》

東京都第五建設事務所 〒136-0071 東京都江東区亀戸2丁目10番7号

■事業に関すること 工事課 木密設計担当係 Tel 03-5875-1362

■測量に関すること 工事課 木密測量担当係 Tel 03-5875-1364

■用地・補償に関すること 用地課 調整係 Tel 03-5875-1517

東京都第五建設事務所ホームページ <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/goken/>

